

令和6年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年3月6日（木）
午前9時30分～午前11時30分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室

3. 出席委員 23人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	牧野 和吉	2番	各川 豊章	
	3番	茂 清志	4番	加藤 輝夫	
	5番	国谷 晃	6番	中村 敏	
	7番	大道 勝則	8番	木下 幸雄	
	9番	北森 康雄	10番	坂井 義彦	
	11番	森川 重光	12番	北山 久雄	
	14番	杉林 清則	15番	熊南 昭浩	
	16番	山崎 修	17番	西田 清範	
	18番	林 作三	19番	古田 茂	
	20番	大橋 芳信	21番	山崎 巖	

4. 欠席委員 1人 13番 森田 高雄

5. 議題

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

報告事項第45号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第47号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第48号 農地法第5条第1項第3号の規定による受理の取消しについて

報告事項第49号 違反転用に対する措置の要請後の経過について

議 事

- 事 務 局 令和6年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。
本日の月次総会につきましては、13番 森田委員から欠席届があり、出席委員数23名でございます。
「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
なお、議事につきましては紙資料と併せまして、タブレットを使用して行いますので、ご準備をよろしくお願いいたします。
- 会 長 ただ今より令和6年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。
議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項5件でございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。
- (委員一同 異議なし)
- 会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
3番 茂委員、6番 中村委員、両委員にお願いしたいと思います。
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
- 会 長 ご準備はよろしいでしょうか。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
なお、3ページの6番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。
- 事 務 局 議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第53号議案 位置図も併せてご覧ください。
議案書は1ページから4ページまでです。
今回の申請件数は、13件で、申請面積は20,076㎡です。
許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしていま

す。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書 2 ページをご覧ください。

1 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は農地所有適格法人です。申請農地では、大麦を栽培する予定です。

2 番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。令和 6 年 5 月に近隣農地 4 筆を取得しており、事業拡大のため、譲り受けるものです。申請農地ではブルーベリーを栽培する予定です。

3 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は対象農地のある日方江で稲作を営む耕作者です。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

4 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は対象農地のある藤ノ木地区で稲作を営む耕作者です。申請農地では、切り花を栽培する予定です。

5 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、トマト、ピーマン、大根等を栽培する予定です。

議案書 3 ページをご覧ください。

6 番は、経営の縮小のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地ではサツマイモを栽培する予定です。

7 番、8 番は同一の譲渡人の案件です。相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。

7 番の譲受人は近隣で稲作や畑作を営む耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

8 番の譲受人はこれまでも対象農地を管理しており、譲渡人から譲渡の話があり、譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培する予定です。

9 番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。

譲受人は新規農家です。実家の農業を引き継ぐため、祖母の所有する農地の一部を譲り受けるものです。申請地を元々耕作していた方から指導を受け、耕作を行いたいとのことです。申請農地では水稻、大根、タマネギ、トマト等を栽培する予定です。

議案書 4 ページをご覧ください。

10 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。予てより農業に興味があり、住宅の建設に合わせ、隣接する農地も譲り受けるものです。申請農地ではトマト、キュウリ、シャインマスカットを栽培する予定です。

11 番、12 番は、同一の譲渡人の案件です。

農地所有適格法人に貸し付している農地を、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人がその法人の構成員であり、申請農地をその法人が引き続き耕作する場合に限り、所有権の移転をすることができます。申請地ではコシヒカリを栽培予定です。

13番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。対象農地が自宅に隣接するため、耕作に便利のため譲り受けるものです。譲受人は新規農家ですが、すでに対象農地を耕作しており、引き続きトマト及び青じそを栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、6番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、6番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番について、申請どおり「許可」することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第53号農地

法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第54号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、2月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

議案第54号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから10ページになります。

今回、4条申請が2件、5条申請が10件、合計面積は21,556.89㎡です。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載の、4条申請1番、5条申請1番、2番、3番、4番、10番の6件です。

議案書の6ページをご覧ください。

4条申請1番は、三郷地区において、駐車場敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は現在、7人家族で同居しておりますが、既存の住宅敷地に駐車する空きスペースが無いため隣接地において駐車場を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、婦中地域鵜坂地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから使用しており、今回相続のため調査したところ地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書7ページをご覧ください。

5条申請1番は、寒江地区において農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は●●の代表取締役として寒江地区で農業経営を行っており、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において、住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申

請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は老田地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は三郷地区において、駐車場敷地を拡張する計画でございます。こちらの案件につきましては、先ほど説明いたしました4条申請1番に関連がございます。転用の概要といたしましては、駐車場敷地として隣接地を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、三郷地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の△△は、主に医薬品製造業を行っております。転用の概要といたしましては、事業拡大による従業員の雇用増加に伴い、駐車場スペースが不足することから、新たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で調整区域内の1区画2,500㎡以上の農地であることから、農地区分は甲種農地であり、許可基準は既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅を整備する計画でございます。申請人の▲▲は主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は半径500メートル以内にスーパーマーケットやドラックストア等の商業施設や、医療機関、教育施設があり、生活環境が充実しており、また、国道41号線から近く交通の便が良いことにより住宅の需要が増加していることから、

申請地を選定されたもので、1区画平均187㎡の全18区画の宅地分譲地を造成するものでございます。申請地は都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請7番は、八尾地域杉原西部地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は許可日から2年間となっております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書10ページをご覧ください。

5条申請8番は、婦中地域婦中熊野地区において、貸資材置場を整備する計画でございます。申請人は□□の代表取締役であります。転用の概要といたしましては、自己所有の既存の貸資材置場は資材で飽和状態であることから、隣接地において貸資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は既存敷地拡張を適用しております。

5条申請9番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市外にて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、鉄道の駅から500メートルの範囲内にあることから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請10番ですが、こちらにつきましては議案書の差し替えがございます。当初、申請時に権利の種類が所有権移転として申請書に記載されておりましたが、3月4日付けで申請代理人である行政書士から修正依頼があったため議案書が一部変更となります。大変申し訳ございませんが、別に配布してございます議案書に差し替えをお願いいたします。なお、転用目的、申請者などに変更はございません。それでは5条申請10番についてご説明いたします。こちらは、婦中地域神保地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画でございます。

す。申請人の■■■は、主に建設業を行っております。転用の概要といたしましては、既存の敷地は、大型車両や資材で飽和状態であり、従業員駐車場も不足していることから、隣接地において資材置場及び駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、鉄道の駅から５００メートルの範囲内にあることから、農地区分は第２種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第５４号農地法第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可申請については、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第５５号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、２１ページの６２番・６３番は◇◇委員、２３ページの７７番～７９番は○○委員、２７ページの１１３番は◆◆委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 最初に、２月総会で審議していただいた案件につきましては、２月２５日付で全て公告・決定済みであることを報告いたします。

次に、議案書の修正が２点あります。いずれも貸し手の住所の修正です。

１点目は、１３ページの２０番です。正しくは、「▽▽」です。２点目は、４７ページの２６４番です。正しくは、「▼▼」です。

それでは、議案第５５号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、１１ページから４７ページです。

議案書 11 ページをご覧ください。

今回の申請件数は 266 件あり、年区分は、1～2 年が 13 件、3～5 年が 89 件、6～9 年が 23 件、10 年以上が 141 件です。設定面積は、1,422,487.33㎡です。

12 ページ 1 番から 18 ページ 45 番までは、農地中間管理機構を通すものです。18 ページ 46 番から 47 ページ 266 番までが相対です。

16 ページの 39 番は、令和 6 年 10 月総会において、借受者との使用を目的とする権利を設定する条件を付した第 3 条許可案件であり、条件どおり、利用権設定の申請があったものです。

新規農家が 4 件あります。

23 ページの 76 番は、★★で研修中の本人が祖父の教えを乞いながら、地元の特産物である白ネギを栽培するため、利用権を設定するものです。

農機具については、祖父からトラクター 1 台を借用予定です。また、白ネギ収穫機や防除機を購入予定としております。販売先は、全農とやま野菜センターなどを予定しております。

31 ページおよび 32 ページの 141 番、142 番は、家庭菜園をしていた本人が、富山に移住し、農業に本格的に参入するため、利用権を設定するものです。

農機具については、管理機 1 台、掘り取り機 1 台、ハンドプランター 1 台等を所有しており、にんにくやビーツの栽培をする予定です。販売先は、☆☆です。

37 ページおよび 38 ページの 192 番から 196 番までは、農業法人で勤務をしていた本人が独立し、個人事業主として農業をすることから利用権の設定をするものです。

農機具については、トラクター 1 台、トラック 1 台、コンバイン 2 台等を所有しており、トマト、ナス、きゅうり等を栽培する予定です。販売先は、農協などを予定しております。

44 ページの 240 番は、家庭菜園をしていた本人が定年退職を機に農業に参入するため、利用権の設定をするものです。

農機具については、耕運機 1 台を購入予定としております。また、♣♣において、営農サポーター講座を受講予定としており、トマトをはじめ、ナスやきゅうりを栽培予定としております。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、62 番・63 番、77 番～79 番、113 番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、６２番・６３番、７７番～７９番、１１３番を除き、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、６２番・６３番、７７番～７９番、１１３番を除き、議案第５５号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

続きまして、６２番・６３番について、審議いたしますので、◇◇委員は退室をお願いします。

会 長 それでは、６２番・６３番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、６２番・６３番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、６２番・６３番について、原案どおり決定することといたします。

◇◇委員は入室をお願いします。

会 長 続きまして、７７番～７９番について、審議いたしますので〇〇委員は退室をお願いします。

会 長 それでは、７７番～７９番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、７７番～７９番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、７７番～７９番について、原案どおり決定することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 続まして、１１３番について、審議いたしますので◆◆委員は退室をお願いします。

会 長 それでは、１１３番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、１１３番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、１１３番について、原案どおり決定することといたします。

◆◆委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第５５号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続まして、議案第５６号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第５６号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書４８ページをご覧ください。

対象農地は、かつて被相続人である母とその長男および次女の共有名義でしたが、令和６年１０月に農地法第３条によって次女の持分を長男へ所有権移転する許可が出されています。その許可に伴う現地確認を令和６年９月２６日に古田委員、中橋推進委員に行っていただき、農地が耕作されていることを確認しました。申請人である長男は、被相続人の子であり、納税猶予についての要件はすべて満たしております。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 5 6 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。
第 4 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理について
第 4 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 4 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理について
第 4 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 3 号の規定による受理の取消しについて
第 4 9 号 違反転用に対する措置の要請後の経過について
を一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第 4 5 号農地法第 3 条の 3 の規定による受理について、ご報告します。議案書は、4 9 ページから 5 5 ページです。

今回の受理件数は 1 5 件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第 4 6 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、5 6 ページから 6 1 ページです。

解約件数は 2 8 件で、解約面積は 6 9, 9 2 1. 9 1 m²です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第 4 7 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は 6 2 ページから 6 8 ページになります。今回の受理件数は、4 条が 5 件、5 条が 1 4 件、合計面積は 1 3, 4 9 2. 0 0 m²です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が 1, 0 0 0 m²以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、6 3 ページの 4 条の 4 番、6 6 ページの 5 条の 7 番の 2 件でございます。

以上でございます。

報告事項第 4 8 号農地法第 5 条第 1 項第 3 号の規定による受理の取消しについて、ご報告いたします。

議案書の 6 9 ページをご覧ください。

1 番につきましては、平成 6 年 3 月 1 8 日に、2 番につきましては、

平成9年10月20日に農地法第5条で届出されましたが、いずれも賃貸借契約が終了し、他者が新たに売買契約を行うこととなったため受理の取消し願いが提出されましたので、これを認めるものでございます。概要につきましては摘要欄をご覧ください。

以上でございます。

報告事項第49号違反転用に対する措置の要請後の経過についてご報告します。

議案書は70ページです。

令和7年1月総会にてご報告いたしました、農地法第52条の4の規定に基づき富山市長に対し要請した違反転用については、令和7年2月14日に富山市長から指導文書を送付されたことを報告します。

五福の案件につきましては、2月20日に所有者及び使用者と違反解消に向けての協議を行ったと伺っております。今後の経過につきましては、随時報告いたします。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もないようですので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 次に、協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、協議事項1「地域計画における意見について」、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 まず、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 3月末をもって市内全域の地域計画が策定されと考えてよろしいでしょうか。

農政企画課 縦覧公告における意見は現時点で出ておりません。関係機関においても意見照会をしておりますが、特段の意見はありません。関係機関からの意見申し出がないようであれば、予定どおり3月中の策定を予定しております。なお、仮に意見があった場合でも、軽微な変更であれば策定後の変更も可能となります。

会 長 それでは、地域計画における意見があった場合には、私と事務局で、意見を取りまとめて提出することによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

会 長 それでは、地域計画については、今ほど説明した流れで農業委員会としての意見を提出いたします。

会 長 次に、協議事項２「タブレット型端末機の使用による業務の実施について」、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

□ □ 委員 説明資料において、「一部紙資料有り」となっておりますが、これはこういったものを想定しているのでしょうか。

事 務 局 調査業務での紙資料の使用を想定しております。現在、農地の譲渡や転用の申請地をタブレットで皆様にご依頼をしておりますが、地図データと紐づかない申請地もございますので、そのような農地につきましては、紙資料で調査業務の依頼をするものでございます。

□ □ 委員 地図はタブレットを使用すると非常に見やすいですが、今後、議案書と地図の両方をタブレットで見ることになると地図が見づらくなると想定されるので、地図は紙にしていただけると助かります。ご検討をよろしくお願いします。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。今後、タブレットを活用していくうえで、効率的かつ効果的に業務を行いたいと考えておりますので、皆様から活用における意見やご提案などがありましたら申し出いただきますよう、よろしくお願いします。

◆ ◆ 委員 タブレットは誰の所有となっているのでしょうか。また、令和７年度のタブレットの予算措置についてもお聞かせください。

タブレットの導入は時代の流れだと思いますが、予算の削減になっているのか疑問です。また、タブレットを本格的に導入するのであれば、マニュアルの作成も必要だと思います。

事務局 タブレットの所有権は富山市農業委員会にあります。また、予算に関しまして、令和7年度に予算措置をしていますのは、毎月のタブレット使用料及び保守管理費であります。令和8年度以降、タブレットを本格的に導入しますと、紙資料などが不要となりますので、用紙代や郵便代などが削減されるものと考えております。

マニュアルにつきましては、業務ごとに、ご提供しておりますが今後は研修を通して、個別のマニュアルを一本化したものをご提供していくことを検討しております。

◆ ◆ 委員 令和7年度予算では、新規にタブレットを購入する費用は計上されていないという認識でよいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

〇〇 委員 紙資料にかかる経費がもったいないので、タブレットの本格導入の時期が延期にならないようにしていただきたいです。

事務局 タブレットの導入にあたっては、国の補助金を受けておりますので、皆様にご協力をいただきながら、農業委員会の業務の効率化を図ることから、できる限りタブレットで行いたいと考えております。

◇ ◇ 委員 先ほど、地図データとの紐づけの話がありましたが、私の地域では地図データと紐づいておらず、タブレットで対象地の確認ができません。データの更新は随時されるのでしょうか。

事務局 地図データは法務局が所有している公図と市の地番図のデータを照合おります。データがない農地につきましては、紐づけがされません。また、現在、基盤整備中であり、農地が合筆した場合や区画が変わった場合などは換地後の公図が作成されないと紐づかないこともあります。

このような場合につきましては、市といたしましても県農業会議を通じて、全国農業会議所に要望をあげていかなければならないと考えております。

皆様がお使いになられて、場所が違うだとか、農地が紐づいていないなどがあれば、ご連絡をいただければ補正等の処理をさせていただきたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いします。

◇ ◇ 委員 承知しました。分筆などが終わり次第なるべく早く紐づくよう、よ

ろしくお願いします。

★ ★ 委 員 調査業務に関しまして、推進委員はどのように関わりながら業務を進めていけばよろしいでしょうか。

事 務 局 推進委員にはタブレットを交付しておりませんので、今までどおり、紙資料の配布及び紙での報告を考えております。もし、調査業務において、効率的、効果的な方法があれば、ご提案をいただければ、事務局でも検討をしたいと考えております。

会 長 私から事務局にお願いですが、タブレットの本格導入に向けて、研修会を開催されるということですが、研修会のスケジュールをお示しいただきたいです。委員も研修の日程がわかれば、分からないことを事前に把握するなど事前準備をしたうえで受講ができると思います。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。対応いたします。

会 長 それでは、事務局からもありましたように、これからデジタル化の流れとなりますので、タブレット型端末機の活用については、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

会 長 次に「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明 「農業委員会年次総会の開催日について」)

会 長 それでは、ただ今、説明のありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これで協議・報告事項等を終了します。

会 長 次に、4 事務連絡等について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がございました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

◆ ◆ 委 員 現在、3 月市議会定例会が開かれておりますが、月次総会においては農業委員会の来年度予算案の説明はされるのでしょうか。

事務局 予算案につきましては、農業委員会総会において、説明をしたことはありません。しかしながら、本委員会の予算については、運営委員会において、説明や報告の賛否を諮ったうえで、年次総会で説明等を検討いたします。

会長 他に意見がないようですので、これにて令和6年度第12回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。